

山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金募集要領

再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図ることで、地球温暖化対策を推進することを目的とし、住宅用太陽光発電システムを設置した方に、その費用の一部を山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）に基づき予算の範囲内で補助します。

1 補助金の交付申請ができる方

次の要件を全て満たす方です。

- (1) 山添村に住民登録がある方
- (2) 住宅用太陽光発電システムを、山添村内の自らが住む住宅に設置した方又は、山添村内で自らが住むために住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入した方 ※店舗等商業施設を兼ねた住宅や共同住宅は対象外です。
- (3) 村税の滞納がない方

2 補助金の額

1件当たり80,000円です。（同一の住宅につき1回限りです。）

3 補助件数

山添村小水力発電システム設置補助金・山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金合わせて先着順5件です。

4 交付申請の受付

平成29年4月3日（月）から平成30年3月30日（金）まで

5 交付申請に必要な書類

交付申請に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) 山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- (2) 申出書（要綱様式第2号）
- (3) 太陽光発電システムの設置がわかる書類（工事契約書、売電契約書の写しなど）
※添付書類
 - ・領収書写し
 - ・住宅用太陽光発電システムの設置場所の現況を示す写真（カラー）
【設置の状況が明確に分かる写真と設置家屋全体（玄関部が撮影されているもの）が明確に分かる写真（複数枚の提出可）】
- (4) その他村長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

補助金の交付申請書及び添付書類に基づきその内容の審査及びその他の調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、30日以内に山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付（不交付）決定通知書（要綱様式第3号）を送付します。

7 補助金の交付請求

補助金の交付決定通知書受領後、30日以内に山添村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（要綱第4号様式）を提出してください。（郵送可）

補助金交付請求書は、交付決定通知書と同時に送付します。30日以内に提出がない場合は、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

8 補助金の交付

補助金交付請求書が提出されてから30日以内に、山添村財務会計室窓口での支払い、
或いは補助金交付請求書に記載されている指定口座へ補助金を振り込みます。

9 補助金交付の決定取消及び返還

虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合、要綱に違反した場合等は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

また、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を求めることがあります。

10 協力

必要に応じて、月毎の発生電力量、売電電力量、買電電力量及びエネルギー使用状況等を報告していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

〈注意事項〉

- ・申請書類の提出につきましては、確認したうえで提出してください。
- ・必要事項の記入漏れ、誤り、不足書類がありましたら受付できません。
- ・使用する印鑑は、全て同じものを使用してください。
- ・記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に申請書使用の印鑑を押印してください。
- ・再度書類の作成をお願いする場合がありますので、可能であれば申請書使用の印鑑を申請時にご持参ください。

—お問い合わせ／提出先—
山添村役場 環境衛生課